平成２３年（フ）第１５９８号
埼玉県上尾市大字久保283番地　しらこばと団地13―102
債務者　中村　孝子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６５１号
埼玉県狭山市大字東三ツ木93番地の４　新狭山ユアーズ92Ｄ―103、前住所埼玉県狭山市狭山15番23号
債務者　山田　　晃
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６６９号
埼玉県狭山市狭山16番12号　中原ハイツＢ―202
債務者　山本　桂子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６７２号
埼玉県所沢市大字松郷316番地
債務者　越阪部孝男
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４０１号
埼玉県東松山市大字毛塚908番地２　プルミエールメゾン高坂Ｂ―105
債務者　請関　　和
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４０６号
埼玉県比企郡小川町大字角山60番地２
債務者　梅澤真理子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２８３号
千葉県八街市根古谷559番地１
債務者　湯浅　純一
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２９０号
千葉県佐倉市ユーカリが丘１丁目46番３号
債務者　光平　伴治
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２９７号
千葉県佐倉市大崎台２丁目21番地13
債務者　鎌田　亮二
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２９８号
千葉県佐倉市大崎台２丁目21番地13
債務者　鎌田　浩子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３０１号
千葉県八街市大関214番地70
債務者　城下　　誠
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３０５号
千葉県成田市小菅1333番地７、住民票上の住所千葉県山武郡芝山町大里278番地
債務者　関口　哲子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第５３号
千葉県山武市津辺910番地
債務者　石渡　俊彦
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第６５号
新潟県燕市井土巻４丁目37番地　シャルムＩＥ棟202号室、住民票上の住所新潟県燕市燕3529番地１
債務者　山名　良太
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第３５３号
静岡県伊豆市修善寺10番地
債務者　渡邊　雄治
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３６６号
静岡県三島市西旭ヶ丘4483番地の３、住民票上の住所静岡県三島市富士見台41番地の２
債務者　山本　浩二
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３８８号
静岡県熱海市桜木町８番15号　今野アパート２Ｆ
債務者　岡田のり子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２１５０号
名古屋市緑区藤塚３丁目202番地　エトワール201号
債務者　田口　美穂（旧姓園田）
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで名古屋地方裁判所民事第２部